

心のバリアフリー関係

分類	質問内容	回答
心のバリアフリー	<p>駅等の従業員における対応について、法的義務等は課されますか。またはその予定はありますか。</p>	<p>バリアフリー新法第8条第5項に基づき、公共交通事業者等は、職員に対する適切な教育訓練を行うよう努めることが求められます。 また、現在、職員教育の充実に向けた当事者参加型教育訓練プログラムの構築に向けて検討が進められています。</p>
心のバリアフリー	<p>職員教育・手話教室の開催などソフト面での施策を推進すべきではないか。</p>	<p>ソフト施策については、バリアフリー新法において、高齢者や障害者などの自立した生活の重要性などに関する理解や協力を、国民の責務として規定したところであり、基本方針においては、具体的に職員など関係者に対する教育訓練の充実について定めているところです。</p>
心のバリアフリー	<p>駐車場の車いす駐車スペースへの障害のない者の駐車や視覚障害者用誘導ブロックへの駐輪の問題について、法的対応を含めて対策を講じるべきではないか。</p>	<p>バリアフリー新法第7条や基本方針において、高齢者、障害者などの自立した生活の確保の重要性に対する国民の理解と協力について規定しているところであり、また国の教育活動や広報活動等を通じて、ご指摘の点について国民の方々に理解していただけるよう「心のバリアフリー」を推進していくこととしています。</p>
心のバリアフリー	<p>点字ブロック、車いすの通過スペースに対して、タクシー車両が駐停車して妨げた場合の罰則規定はありますか。</p>	<p>罰則の規定はありませんが、基本方針四4にあるとおり移動等円滑化の妨げになるような駐停車は行わない配慮が必要です。</p>